

全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会高体連マーク等取扱規程

(趣旨)

第1条 この規程は、平成27年度から平成36年度までの間、和歌山市で開催する全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会（以下「大会」という。）において、高体連マーク等を使用する場合の取扱いに関し、全国高等学校総合体育大会開催基準要項（以下「要項」という。）16（6）に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(高体連マーク等の定義)

第2条 この規程において、高体連マーク等とは次の各号に掲げるものをいう。

- (1) 全国高等学校総合体育大会開催基準要項14に定める高体連マーク
- (2) 大会名称
 - ア 「平成〇〇年度全国高等学校総合体育大会」
 - イ 「平成〇〇年度全国高校総体」、「平成〇〇年度インターハイ」等のアの略称
※大会名称使用時は、「〇〇」に開催年度を記載する。
- (3) 大会愛称
当該年度全国高等学校総合体育大会開催地実行（準備）委員会（以下「委員会」という。）が定めたもの
- (4) スローガン
委員会が定めたもの
- (5) シンボルマーク
委員会が定めたもの
- (6) ヨット競技ポスター原画
和歌山県実行委員会が定めたもの

(使用承認申請)

第3条 高体連マーク等を使用しようとする者は、高体連マーク等使用承認申請書(様式第1号)を、和歌山県実行委員会会長（以下「会長」という。）に提出し、その承認を得なければならない。ただし、(1)に掲げる機関等が、(2)に掲げるもののいずれかのために使用する場合は承認を得る必要はない。

- (1) 機関及び団体
 - ア 全国高等学校総合体育大会ヨット競技大会和歌山県実行委員会
 - イ 和歌山県高等学校体育連盟及びヨット専門部
 - ウ 和歌山県高校生活動推進委員会
 - エ 公益社団法人和歌山県体育協会
 - オ 和歌山県セーリング連盟
 - カ 地方公共団体
 - キ 報道機関
- (2) 使用の目的等
 - ア 広報及び報道の目的に使用する場合
 - イ 無償で交付する記念品類等に使用する場合
 - ウ 大会及び体育スポーツへの理解・普及を図るために使用する場合

2 高体連マーク等を販売に供される物品等に使用する場合及び商業宣伝のために広告類等に使用する場合は、別途それを使用する関係機関及び団体等が公益財団法人全国高等学校体育連盟に申請書を提出し、その承認を得なければならない。

(承認基準)

第4条 高体連マーク等の使用に当たっては、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 高体連マーク等の尊厳を傷つけないこと。
- (2) 公序良俗に反して使用してはならないこと。
- (3) 高体連マーク等の使用は、良識をもって使用しなければならないこと。

(承認書の交付)

第5条 会長は、第3条第1項に定める高体連マーク等使用承認申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用承認書(様式第2号)を交付する。

(見本の提出)

第6条 申請者は、高体連マーク等使用承認書の交付を受けたときは、見本2部を会長に提出しなければならない。ただし、見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

(承認事項の変更)

第7条 高体連マーク等使用承認書の交付を受けた者が、承認事項について変更しようとするときは、あらかじめ、高体連マーク等使用事項変更承認申請書(様式第3号)を会長に提出し、その承認を得なければならない。

(変更承認書の交付)

第8条 会長は、申請者から前条に定める使用事項変更の申請があったときは、その変更事項について審査し、適当と認めたものに対して高体連マーク等使用事項変更承認書(様式第4号)を交付する。

(承認の取消)

第9条 会長は、高体連マーク等の使用について、承認書の交付を受けた者が使用承認書の条件に違反する場合は、当該承認を取り消すことができる。

(補足)

第10条 この規程に定めるもののほか、高体連マーク等の取扱いについて必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成27年4月17日から施行する。